

八十二長野総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、八十二長野総合口座として利用すること（以下「この取引」という。）ができます。

① 普通預金

② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、利息分割定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」という。）

③ 第2号の定期預金等を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲等)

(1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。）ができます。ただし、払戻しを当店に限定するときは、書面により当行に届け出てください。

(2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(3) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、利息分割定期預金および変動金利定期預金の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金等の利金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除く。）、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、初回の預入れを除き、当行国内本支店のどこの店舗でも預入れ、解約または書替継続ができます。ただし、初回の預入れは当店のみで取扱います。

3. (証券類等の受入れ)

(1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。

なお、当店以外の店舗では、小切手、配当金領収証以外の証券類の受入れはいたしません。

(2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず所定の金額記載欄の金額によって取扱います。

(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準

じてその取立手数料をいただきます。

4. (振込金の受入れ)

- (1) 普通預金には、為替による振込金を受入れます。
- (2) 普通預金への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 普通預金に証券類を受入れたときは、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、普通預金については、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

7. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻しことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

8. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、普通預金に組入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

9. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求（特約による各種預金口座への振替支払を含みます。）または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。

- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、次のとおりとします。

① この取引の定期預金の合計額の90%（1,000円未満は切捨てます。）または500万円のうちいずれか少ない金額。

- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第11条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

10. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金等があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。

① この取引の定期預金には、その合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

- (2) この取引に定期預金等があるときは、後記第11条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次により取扱います。

① 貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項第1号により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 前号の場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超え

る金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の（仮）差押にかかる定期等についての担保権は引続き存続するものとします。

11. （貸越金利息等）

- （１）① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年２月と８月の当行所定の日に、１年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「２年以上」の利率に年0.５％を加えた利率
- B 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.５％を加えた利率
- C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.５％を加えた利率
- D 利息分割定期預金を貸越金の担保とする場合
その利息分割定期預金ごとにその約定利率に年0.５％を加えた利率
- E 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.５％を加えた利率
- ② 前号の組入れにより極度額を超える場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額を超える金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金等のいずれの残高も零となった場合には、第１号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- （２）当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14％（年365日の日割計算）とします。

12. （欠番）

13. （届出事項の変更、通帳の再発行）

- （１）通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面等によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- （２）通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- （３）届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- （４）通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただくことがあります。

14. （成年後見人等の届出）

- （１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後

見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当店は責任を負いません。

15. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

16. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気付いてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳

が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。) から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。

また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

17. (即時支払)

(1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。

① 支払いの停止または破産、民事再生開始の申立があったとき

② 相続の開始があったとき

③ 第11条第1項第2号により極度額を超えたまま6か月を経過したとき

④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

18. (反社会的勢力との取引拒絶)

この普通預金口座は、第20条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第20条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの普通預金口座の開設をお断りするものとします。

19. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

20. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行本支店のいずれかの店舗に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。
- (2) 第17条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第22条に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、また

はそのおそれがあると認められる場合

- ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第19条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑥ 第19条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (4) 前項のほか、預金者または代理人が、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの普通預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの普通預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A . 暴力団員が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B . 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C . 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D . 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E . 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合
- A . 暴力的な要求行為
 - B . 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C . 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D . 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E . その他AからDに準ずる行為

- (5) 普通預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行は普通預金口座を停止し、または預金者に通知することにより普通預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6) 前4項により、普通預金口座が解約され残高がある場合、または普通預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。なお、通帳に定期預金の記載があるときの取扱いは前1項と同様とします。

21. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。
- ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
- ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

22. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金、預金契約上の地位その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

23. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 普通預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第10条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (3) 前1項および前2項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただ

し、普通預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当該に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。また、相殺により貸越金为新極度額を超えることとなるときは、新極度額を超える金額を優先して貸越金に充当することとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるとします。

(4) 第1項および第2項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。

(5) 第1項および第2項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(6) 第1項および第2項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

24. (外国政府等における重要な公的地位の該当有無)

お客さままたは法人の実質支配者が、次の(1)、(2)に定める外国政府等における重要な公的地位を有する方（並びに過去に有していた方）及びその家族に該当する場合は、当行本支店の窓口まで申し出てください。該当する場合は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、本人確認書類のご提示等をお願いする場合があります。

(1) 外国政府等における重要な公的地位

外国の元首および外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関における重要な地位（本国における内閣総理大臣、その他国務大臣及び副大臣、衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長、最高裁判所の裁判官、特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長、中央銀行役員、予算について国会の議決・承認を要する法人の役員など）

(2) 家族の範囲

配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、

父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子

(3) 法人の実質支配者とは次に該当する個人をいいます。

ア．資本多数決法人の場合（株式会社、投資法人、特定目的会社等）

(ア) 25%超の議決権を直接または間接に保有している個人

(注) 当該個人が資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思・能力を有しないことが明らかな場合を除きます。なお、50%超の議決権を直接または間接に保有している個人がいる場合は、当該個人が実質支配者となります。

(イ) 上記（ア）に該当しない場合は、出資・融資・取引その他の関係を通じて法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人

(ウ) 上記（ア）、（イ）のいずれも該当しない場合は、法人を代表し業務を執行する個人

イ．資本多数決法人以外の場合（一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持分会社（合名会社、合資会社および合同会社）等）

(ア) 法人の事業から生ずる収益・財産総額の25%超の収益の配当または財産の分配を受ける権利を有していると認められる個人（注）、または出資・融資・取引その他の関係を通じて法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人

(注) これら個人が当該法人の事業経営を実質的に支配する意思・能力を有しないことが明らかな場合を除きます。なお、法人の事業から生ずる収益・財産総額の50%超の収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる個人がいる場合は、当該個人が実質支配者となります。

(イ) 上記（ア）に該当しない場合は、法人を代表し業務を執行する個人

ウ．留意事項

実質支配者が国・上場企業等およびその子会社の場合は、これらを「個人」と見做します。

25. （休眠預金等活用法に係る異動事由）

当行は、この取引における預金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という）にもとづく異動事由として取扱います。

26. （休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

(1) この取引における預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当行のホームページに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項に定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発し

た日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります。

- ④ この取引における預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
- ② 法令、法令にもとづく命令、もしくは措置または契約により、この取引における預金について支払いが停止されたこと 当該支払停止が解除された日
- ③ この取引における預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます）の対象となったこと 当該手続が終了した日
- ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

27. （この取引に係る預金の最終異動日等）

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第26条第2項において定める事由をいいます）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

28. （未記帳取引の一括記帳）

毎年4月および毎年10月の月末日（休日を含む。）を未記帳取引合算基準日（以下「基準日」という。）とし、この通帳について当該基準日時点で2か月間以上記帳がなく、かつ30件以上未記帳取引がある場合は、毎年8月（基準日が4月末日の場合）および毎年2月（基準日が10月末日の場合）の第2日曜日（原則）に、記帳されていない入金金額、支払い金額のそれぞれの合計金額で通帳に記帳します。

29. （未利用口座手数料）

- (1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座手数料以外の払戻し等、所定のご利用がない口座を未利用口座として取扱います。
- (2) 未利用口座に該当した場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。ご案内後、一定期間、所定のご利用がない場合、当行が定める未利用口座手数料をお支払いいただきます。
- (3) 当行は未利用口座手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法に

より引落しできるものとします。

- (4) 未利用口座の預金残高が未利用口座手数料に満たない場合（残高が0円の口座を含みます）、当行は当該預金残高全額を引落し、未利用口座手数料に充当のうえ、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (5) 引落としとなった未利用口座手数料についてはご返却いたしません。また、前項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。

30. (その他)

この預金に関して当行が八十二長野インターネットバンキング利用規定に基づき契約者に

各種サービスを提供した結果として生じた損害については当行は責任を負いません。

31. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上